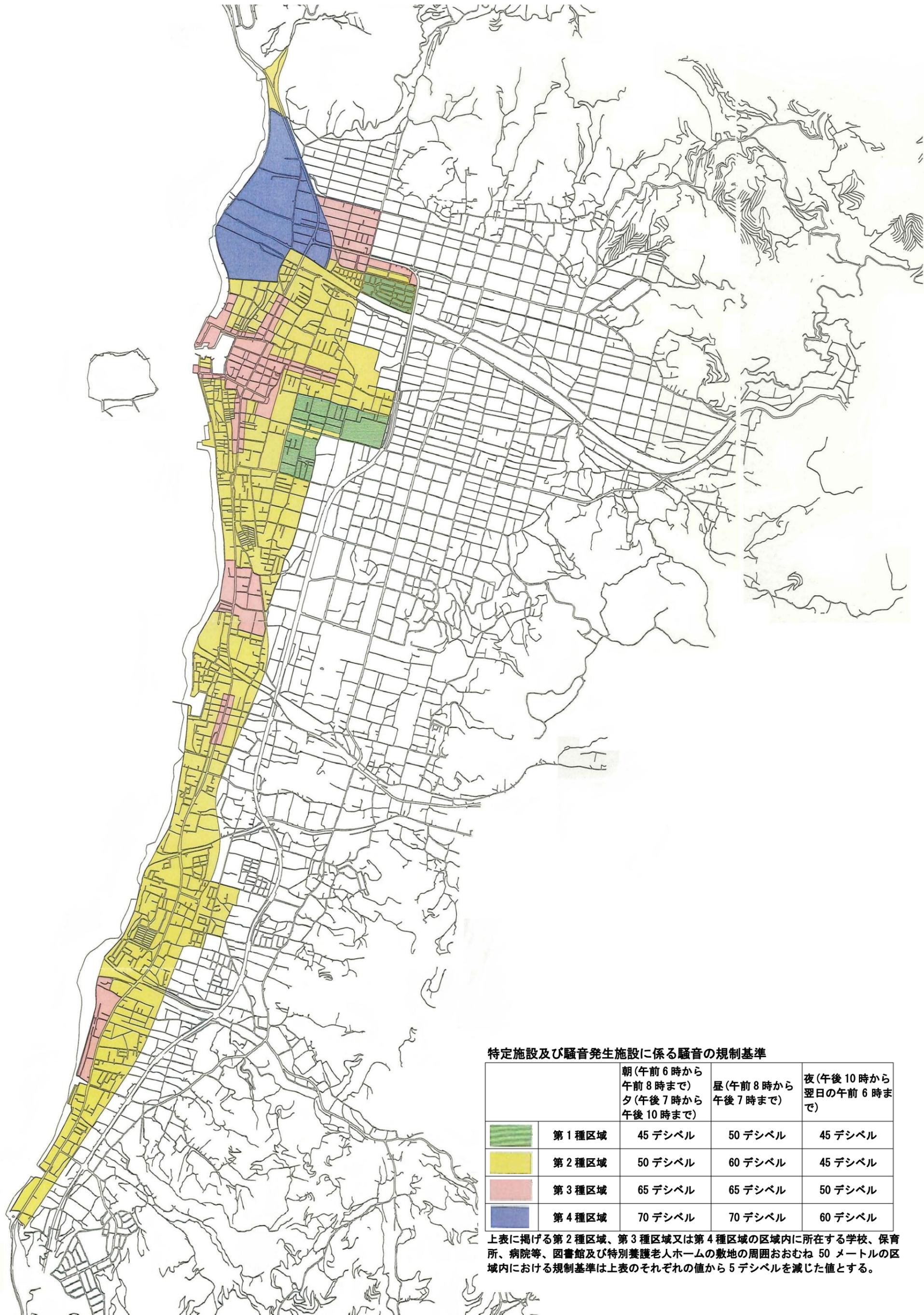


特定施設及び騒音発生施設に係る騒音の指定地域図（北条地区）



特定施設及び騒音発生施設に係る騒音の規制基準

		朝(午前6時から午前8時まで) 夕(午後7時から午後10時まで)	昼(午前8時から午後7時まで)	夜(午後10時から翌日の午前6時まで)
	第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第2種区域	50 デシベル	60 デシベル	45 デシベル
	第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
	第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

上表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は上表のそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。